

# ショッピングセンターウイングポート

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年8月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成21年3月24日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングセンターウイングポート 高松市香川町大野916番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
店舗は国道193号等への出入口を有しており、道路を通行する車両と店舗敷地内から道路へ出入する車両との輻輳による交通事故が懸念されるため、交通事故防止等に配慮した交通安全対策に万全を期すこと。また、閉店時刻の延長により、深夜営業となることから、周辺住民の安眠を守るためにも、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に沿った、騒音対策や措置を講じること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成21年8月20日（木曜日）から同年9月24日（木曜日）まで